



会社は「運転計画の見直し」について説明せよ！ 社員の感染防止に向けた在宅勤務、妊婦への配慮を！ 「新型コロナウイルスの影響による運転計画の見直し」に関する申し入れ提出！

会社は4月20日「新型コロナウイルスの影響による列車の一部運休及び運転計画の見直し」を公表しました。これによると、4月24日から当面の間、全ての臨時列車は運転を取りやめるとし、金子社長は記者会見で「運転士や車掌を在宅勤務させ感染リスクの低減に取り組む」としています。

しかし会社は、JR東海労に対して具体的な運転計画の見直しなどについて一切説明を行っていません。これは労働組合を軽視した態度ではないでしょうか。会社はJR東海労に対して運休列車や在宅勤務となる行路や人数などを具体的に説明するべきです。

職場では8日以降、在宅勤務が指定されている社員が多くいます。私たちはコロナウイルス感染防止の観点から、駅や車両所、工務関係など全ての職場において可能な限り在宅勤務を行うべきと考えます。また、厚生労働省は、妊婦のコロナウイルス感染防止として、各企業に対して妊娠中の女性労働者への配慮を要請しています。会社は妊娠中の女性社員に対して、万全の新型コロナウイルス感染防止策を取るべきだと考えます。

私たちは「申第34号」として以下の通り申し入れを行いました。

『申第34号』の主な申し入れ事項（要旨）

- ◆「計画の見直し」を、なぜ労働組合に説明しないのか明らかにし具体的に説明すること。
- ◆運休となる新幹線と在来線の全列車を明らかにすること。
- ◆在宅勤務となる新幹線と在来線の行路および、人数を運輸区所毎に明らかにすること。
- ◆車両運用および、車両検査計画、業務量の増減など具体的に説明すること。
- ◆感染防止の観点から全ての職場で可能な限り在宅勤務の拡大を行うこと。
- ◆在宅勤務が指定された場合は4月8日に遡って所定の勤務に就いていれば支給された「夜勤手当」「準夜勤手当」を支給すること。
- ◆「妊娠中の女性労働者などへの配慮について」として「有給の特別休暇制度の導入」「テレワークや時差出勤の促進」などを実施すること。